

## 自己啓発援助規程

### 第1条（総則）

この規程は、自己啓発援助制度の運用取り扱いについて定めたものである。

### 第2条（目的）

自己啓発援助制度は、社員の自己啓発を経済的に支援することにより、専門知識および専門技術、並びに一般教養に関する資質向上を図るために実施する。

### 第3条（対象者）

自己啓発援助の対象者は前項の目的をもって、会社に申し出た社員で、会社が認めた者とする。

### 第4条（援助の対象）

会社は、以下に掲げる社員の自己啓発活動に要する費用の一部を援助する。

業務に関する図書の購入

業務に関する外国語の習得、英会話教室等への受講

業務に関する講習会への出席

公的資格の取得のための通信教育の受講

前各号に準ずる内容として会社が認めたもの

### 第5条（費用の補助率）

費用の補助率は、次のとおりとする。

- (1) 図書の購入 2分の1
- (2) 外国語の習得 2分の1
- (3) 講習会への出席 2分の1
- (4) 通信教育の受講 4分の3

### 第6条（費用の限度額）

費用の補助は、1人年間3万円を上限とする。

### 第7条（費用の申請）

費用の補助を受けることを希望する者は、所定の申請書に必要事項を記入の上、領収書を添付し総務部長へ提出する。

### 第8条（支払い）

補助金は、毎月月末に締め切り、翌月の給料支払日に支払う。

付 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。